

歴史的建築物の活用促進に向けた建築基準に関する連絡会議 第3回 討議要旨（案）

日時：平成 29 年 5 月 29 日（月）10：00～12：00

場所：合同庁舎 3 号館 11 階特別会議室

（制定プロセスについて）

- ・ 限定特定行政庁の場合、4 号建築物に限れば、建築審査会を設置して適用除外が可能であり、それも 1 つの方法。
- ・ 景観部局が主管課の場合、景観部局と建築指導部局だけでなく、消防部局とも初期段階から議論に加わってもらい、条例の趣旨を理解してもらうことで、案件が出てきた段階での消防部局の同意を得る際の流れがスムーズに進められる。
- ・ 罰則を条例で規定する場合、検察との調整に非常に時間が係るため、罰則を設けない（違反があった場合は、認定の取り消しを行う。）ことで時間を短縮した。
- ・ 代替措置などの基準作りが最も大変で、職員だけでは難しく、専門家の力を借りる必要がある。
- ・ 景観部局が主管課となる場合も、建築基準法に詳しい職員が必要。
主管課（適用除外の申請窓口）は、現行の建築基準法に精通している職員が必要。
- ・ 消防部局・生活衛生部局との調整も建築物ハードの内容になるので、建築指導部局で行う方がスムーズ。
- ・ 指導課が主体的に取り組む場合、安全面を重視し、小さくまとまってしまうおそれがあり、歴史的な建築物の保存や活用を推進する部局とのバランスが大切。
- ・ 特定行政庁でない自治体が適用除外のための審査会を設置する場合、特定行政庁である都道府県の建築審査会との十分な調整が必要。
- ・ 特定行政庁でない自治体が、その他条例を制定する場合、対象建築物や適用を除外する規定について、都道府県と十分に相談して進める必要がある。
- ・ 調整に必要となる時間の目安も示してはどうか。
- ・ フローチャートで安全性の確保を検討するということを明示的にしても良いのではないか。
- ・ 適用除外の対象となる建築物を想定し、抵触条文を整理するプロセスが必要ではないか。

（代替措置について）

- ・ 任意で実施している旧制度の「適マーク制度」は、代替措置として有効ではないか。
- ・ 建築基準法では適合できない安全対策を用いるために適用除外を活用すべき。
- ・ 後年に増築が行われている場合などで、増築部分はそれほど文化的な価値を有しない場合は、増築部分を減築した上で活用するなど、弾力的な運用もできれば良いのではないか。
- ・ 代替措置は、事例ごとと条文ごとに整理し、条文ごとのリストについては、事例集のインデックス的な使い方ができると良い。

- ・ソフトの代替措置を設ける場合は、ソフト対策がうまく機能しない懸念があるため、代替措置の担保方法も含めて記載すべき。
- ・安全性の確保のための構造・防火改修に当たって、工事がどの程度の規模のものだったのかという記載もしてほしい。(どのくらいのことが、どの程度の工事で可能なのかの参考になる。) また、工事期間も分かると有用。
- ・事例集に組積造の事例も入れてほしい。
- ・抵触条文のチェックリストがあると有用ではないか。
- ・条文毎の代替措置の考え方(代替措置で除外できるもの、代替すべきでないもの(耐震性)、代替措置がないもの(集団規定)、そのままが良いもの(採光、通風など)など)について整理してほしい。
- ・当該代替措置に落ち着いた理由(他に検討した代替措置を明示)があれば良いのではないか。
- ・集団規定に関わるが、周辺の市街地の状況はどうか記載されているとよいのではないか。
- ・原則適用除外できない規定について、どのように処置するのも将来的には検討しても良いのではないか。

(その他)

- ・(重要文化財の場合だが、) 制度の積極的な活用を促すためには、窓口がオープンに開いているということを示す必要がある。
- ・適用除外条例の話や、文化財関連の申請などを一括して案内できるワンストップ窓口があると良い。
- ・3条条例について、何でもできる訳ではなく、除外するために一定の代替措置が必要であるということは、十分に周知する必要がある。
- ・既存不適格でも対応できたが、3条条例を活用することにインセンティブがあることを示せると良い。
- ・当該事例集はあくまでも事例紹介であり、代替措置は様々な方法があり正解がある訳ではないことを含めて示せると良い。

—以上—